平成２６年（フ）第２６７７号
大阪市平野区平野上町２丁目４番24号　K'Sマンション203
債務者　加藤　嘉幸
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７０９号
大阪府東大阪市菱屋西３丁目10番９号　第３原田ハイツ303号
債務者　上村　幸子（旧姓河島）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７１６号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目12番10号ムックヒカリマンションＰＡＲＴ－Ｖ302号
債務者　安田　弥代
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７２３号
大阪府摂津市鶴野２丁目９番２－203号　シャルム摂津
債務者　齋藤美智子こと　朴　美知子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７７１号
大阪市鶴見区諸口２丁目９番２－309号
債務者　岡崎　惠子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８００号
大阪市阿倍野区長池町１番２号
債務者　赤峰　道夫
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８０２号
大阪市東淀川区瑞光３丁目４番26号満起マンション203号
債務者　西　　敬司
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８０６号
大阪府高槻市川添２丁目27番２号　サンライフ川添101号
債務者　森川　智子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５号
島根県出雲市中野町433番地１ソレアードⅠ－102
債務者　金田　　駿
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２５号
広島県三次市三次町３番地２－セラヴィＴＳ204号、前住所広島県三次市十日市南７丁目７番10号
債務者　高山あゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２５号
北海道北見市美芳町１丁目８番４号　ゆうあいホーム１号館、前住所北海道北見市東三輪１丁目31番地
債務者　中山智恵子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第５６５号
さいたま市西区大字内野本郷1011番地８
債務者　宍戸　貴則
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５６６号
さいたま市西区大字内野本郷1011番地８
債務者　宍戸　弘美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５９８号
さいたま市北区宮原町４－40－３　202号、住民票上の住所さいたま市大宮区三橋１丁目1241番地３　コーポ名香山101号
債務者　福田　　慎
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６０１号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目103番地　第２秋山ハイツ101
債務者　矢島　浩秀
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６４５号
さいたま市南区大字大谷口5298番地２　コーヤガーデンＡ棟102、旧住所さいたま市南区大字大谷口5413番地　７棟403号
債務者　坂詰　陽子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６５２号
埼玉県戸田市上戸田４丁目11番10号　カナディアンハイツＥＮＯＭＯＴＯ－Ｃ101号室、旧住所埼玉県戸田市川岸２丁目３番１－207号
債務者　佐々木崇道
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係